近畿地方で行う地域試験（以下「近畿地方の試験」という。）	行政事務近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	税務近畿地域	
	土木近畿地域	
中国地方で行う地域試験（以下「中国地方の試験」という。）	行政事務中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	税務中国地域	
	土木中国地域	
四国地方で行う地域試験（以下「四国地方の試験」という。）	行政事務四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	税務四国地域	
	機械四国地域	
	土木四国地域	
九州地方で行う地域試験（以下「九州地方の試験」という。）	行政事務九州地域	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	税務九州地域	
	機械九州地域	
沖縄地方で行う地域試験（以下「沖縄地方の試験」という。）	税務沖縄地域	沖縄県

なお、行政事務区分の沖縄地域、電気・情報区分の北海道地域、東北地域、東海北陸地域、近畿地域、中国地域、四国地域、九州地域及び沖縄地域、機械区分の北海道地域、東北地域、近畿地域、中国地域及び沖縄地域並びに土木区分の北海道地域、東北地域、九州地域及び沖縄地域の地域試験は、行わない。

4　対象官職　各官署又は独立行政法人通則法第２条第２項に規定する特定独立行政法人の各事務所における行政職俸給表㈠１級に属する職員の占める係員等の官職（相当高度の知識又は経験を必要とする官職を除く。）

5　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として次のとおりであり、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

（適用俸給表）　（俸　給　月　額）

行政職俸給表㈠　１級５号俸　140,100円

（税務の区分で採用された者については、税務大学校入校時は行政職俸給表㈠１級５号俸の俸給月額が支給され、卒業後は税務職俸給表１級７号俸の俸給月額（161,300円）が支給される。）

公安職俸給表㈡　１級１号俸　151,500円

研究職俸給表　１級５号俸　140,200円

「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」の適用を受ける場合もこれとほぼ同額の俸給月額及び諸手当が支給される。

なお、特定独立行政法人の職員となる場合には、それぞれの特定独立行政法人において定められた給与が支給される。

6　受験資格　平成元年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた者。ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

7　第１次試験

⑴　試験種目

ア　行政事務及び税務　教養試験、適性試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、教養試験及び適性試験の成績を総合して行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

イ　電気・情報、機械、土木、農業土木及び林業　教養試験及び専門試験（多枝選択式）（専門試験（多枝選択式）の出題分野は別記のとおりとする。）（第１次試験合格者の決定は、教養試験及び専門試験（多枝選択式）の成績を総合して行う。）

⑵　試験の実施日　平成22年９月５日（日）

⑶　試験地　行政事務、税務、農業土木及び林業の区分については、次に掲げる第１次試験地の全都市、その他の区分については、次に掲げる地域試験に対応する第１次試験地の都市

（地域試験）	（第１次試験地）
北海道地方の試験	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市
東北地方の試験	青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、いわき市
関東甲信越地方の試験	水戸市、宇都宮市、前橋市、さいたま市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、長岡市、長野市、松本市
東海北陸地方の試験	岐阜市、静岡市、名古屋市、津市、富山市、金沢市、七尾市、福井市
近畿地方の試験	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、田辺市
中国地方の試験	鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市
四国地方の試験	徳島市、高松市、松山市、高知市
九州地方の試験	福岡市、久留米市、北九州市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市
沖縄地方の試験	那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成22年10月７日（木）に、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は11⑵に掲げる。）において、受験番号及び試験地を掲示して発表し、行政事務及び税務の区分については、さらに、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所においても受験番号及び試験地を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験及び身体検査

（人物試験は、個別面接により行う。なお、身体検査は、税務の区分についてのみ行う。）

⑵　試験の実施日　平成22年10月14日（木）から10月21日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地

①　行政事務及び税務の区分については、次に掲げる第２次試験地の全都市のうち、人事院各地方事務局長又は人事院沖縄事務所長が指定する都市

②　農業土木及び林業区分については、次に掲げる第２次試験地の全都市のうち、人事院事務総長が指定する都市